

第三者評価結果

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-(1) 自己決定の尊重		
【A1】	A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の進路相談や個別支援計画の確認の際に、必要に応じ図や絵を用いて利用者の自己決定や自己選択を尊重する支援を行っている。文字が読めない利用者が絵を見ることによって自分のやりたいことを理解している。また、契約書やお知らせ等にふりがなを付けたり、生活介護の個別の活動の希望を聞く際に写真カードを使って選べるように工夫し利用者の自立支援に取り組んでいる。</p> <p>虐待防止対策部会(月1回開催)を設置し、啓発チラシの作成や人権研修等の対策を実施している。啓発チラシとして「あなたのイライラ度チェックポスター」を作成し、「イライラの感情は虐待の要因になることがあります」と明示して職員に周知し注意を喚起している。また、利用者の尊重と基本的人権への配慮、自己決定支援に関する職員研修を実施している。法人として、差別解消法の冊子を配布して職員に周知することや県が開催した「あおぞら宣言」(知的障がい者施設利用者宣言)の研修会に参加し、利用者自身の人権意識を高めることや利用者の自立を支援する「合理的配慮」について、職員の意識の強化に努めている。</p>		
A-1-(2) 権利擁護		
【A2】	A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント></p> <p>「利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している」「利用者への説明や声掛けは分かり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度や命令口調にならないようにしている」など20項目ほどの利用者の人権擁護に関するチェックリストを用いて、年2回(7月・1月)自己チェックを実施している。職員は自己チェックで自身の支援の状況を振り返り注意を喚起し、権利の主体者である福祉サービス利用者の人権を守り、質の高いサービスの提供に努めている。市の虐待防止パンフレットを職員に配布し、権利侵害の防止と早期発見するための啓発を行い、また、利用者・保護者等への契約説明会で、権利侵害の具体的事例を紹介している。職員会議で所管行政への虐待の届出・報告に関する職員の義務について説明を行い周知している。虐待防止対策部会で今年度中の完成を目指して、虐待防止マニュアル、身体拘束排除マニュアルを作成中である。</p>		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 支援の基本		
【A3】	A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アセスメントを実施し利用者の生活面の課題と支援ニーズを把握し、課題解決に向けた個別支援計画を策定し利用者がその人らしく生き生きと生活できるように支援している。一人暮らしやグループホームの生活を目指す利用者に対し、ライフサポート講座を実施している。グループホームの昼食を自分で考える際、栄養面の偏りに気を付けたり、掃除の仕方、洗濯物の取り扱いなど、利用者の状況に応じて講座のテーマを工夫している。利用者が日々の生活支援により自律・自立した生活を実現するため、一人ひとりのストレングスに着目して個別支援に取り組んでいる。将来就職を考えている利用者が、「一つのことに集中して取り組むのが好きで、繰り返し作業に強く途中で投げ出さない」等の特性を生かして、企業に採用され紙漉きや造花作りに励んでいる事例がある。</p>		
【A4】	A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>生活介護事業では、職員はコミュニケーションや意思表示が困難な利用者に対し、「生活介護写真カード」を提示することにより利用者一人ひとりの意思や希望を汲み取るように努めている。日中活動の中で「生活介護写真カード」を活用し、職員が積極的に話しかけることにより、また、利用者特性に応じたコミュニケーション手段を工夫することで利用者が自分の意思で選択できるようになっている。日中活動に参加したいが自分の思いを伝えることができずに大声で泣いてしまう利用者には、職員は気分転換を図りながら状況を振り返り、経験を積み重ねることで利用者の思いを把握し、本人の意思表出を促している。また、意思表出が困難な利用者には、家族等の話を参考にしてケース記録やアセスメントシートを通じて職員間で連携して、利用者の意思を把握し支援の統一性を図っている。</p>		
【A5】	A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は、個別支援計画策定の面談の他に利用者と進路面談を行い、内容を面談記録に記し保管している。進路面談では、イラストを使って利用者が意思決定をしやすい選択肢を提示し、わかりやすい支援を行っている。また、利用者が日々の様子と異なる変化が見られた場合なども面談を行って、利用者が話したいことを話せる機会を個別に設けている。面談内容は、サービス管理責任者をはじめ他の職員にも職員会議やメールを用いて情報共有を図っている。</p> <p>また、定期的に利用者懇談会を実施し、作業で困っていること、コロナ禍対策のこと、将来に向けてのグループホーム利用のことなど、また、社会体験の一環としての利用者が訪問したい所などの相談事について話し合っている。職員は、利用者の意見や思いを尊重し支援プログラムへの利用者の参加を支援している。</p>		

【A6】	A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>多機能事業の特性を活かし多様な日中活動プログラムを提供している。生活介護事業は、重度障害者に配慮した安全重視の近隣への散歩、園芸、創作活動、クリスマスの飾り付けなどの季節活動を行い、自立訓練事業は、各種の作業能力向上や自立促進プログラムに加え、よさこい等の体力増進プログラムを提供し、また、ライフサポート講座の食事マナー、スマホ講座、交通安全講座など、利用者の希望を反映し生活に身近なプログラムを提供している。就労支援事業は、作業能力向上や就労準備プログラムに加え、生活力アップや心のセルフマネジメントプログラム等を提供し、就労継続支援B型事業は、作業能力向上や一般就労移行支援の各種プログラム、及び自立促進のためのグループホーム等地域移行に関するプログラムなどを実施している。</p> <p>提供プログラムに関する利用者アンケートを実施し、また、利用者面談を通して利用者の希望・要望を把握し個別支援計画に反映している。利用者アンケートの結果に「ライフサポート講座」がとても参考になったという利用者の意見が寄せられている。</p>		
【A7】	A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>障害に関する専門知識は、「人材育成方針・研修計画」により、職場内研修と職場外研修を実施し計画的な習得に努めている。非常勤職員に対して内部研修を行い、日常の支援が適切であるかどうかを振り返り支援の質の向上を図っている。支援が困難な事例については、ケースカンファレンスを実施し、原因と対策を検討し職員間で共有している。また、職員会議等で議論し支援方針を決めている。生活介護事業では、医療的ケアを含む重度障害者の支援に力を入れている。医療的ケア委員会を立ち上げ、医師の指示のもとに高度医療ケアの機能強化に向けた専門性の向上を図っている。利用者のポジショニング調整、リラクゼーション、重度障害者の移動やコロナ禍対策など、日々の振り返りや作業療法士、理学療法士等との連携を通して専門性を高める組織的な現場支援のノウハウの蓄積を図っている。</p>		

A-2-(2) 日常的な生活支援		
【A8】	A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>個々の利用者の食事や排泄、移乗などの日常生活動作に関する支援ニーズをアセスメントシートやケース基本情報シートに明記し、職員間の情報共有を図っている。摂食ケア検討会を開催し生活介護利用者に対し、摂食機能の把握と本人にとって楽しくより安全に摂食できるための介助方法を検討している。摂食外来の医師の指示のもとに栄養士と連携し、利用者一人ひとりの嚥下機能に配慮し、とろみやソフト食、ミキサー食等、麺類は切って食べるなどの食事形態を提供している。また、食物アレルギーについては食札を用いて確認し事故防止に努めている。</p> <p>多目的トイレ内に介助トイレを設置し、また、座位や立位が困難な利用者は電動ベッドやバギーを使用し、排泄交換等、個々に合わせた排泄支援を行っている。経管栄養など医療的ケアを必要とする利用者の食事や排泄等については、本人・家族だけでなく、主治医や理学療法士、作業療法士等とも連携しポジショニングケア検討会を開催し、利用者への最適な支援に努めている。</p>		
A-2-(3) 生活環境		
【A9】	A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は、コロナ禍の中で室温、湿度、換気に特に注意している。室温は20～26度、湿度は40～60%の範囲できめ細かく調節している。生活介護の利用者はほとんどが言葉で気持ちを伝えることができないため、職員は車いすの利用者の背中に手を入れて室温が本人にとって暑すぎないかなど確認しエアコンを調節している。食堂での食事は事業ごとに時間を調整し、テーブルには一人だけが座るようにしている。ロッカーでの着替えも班ごとに時間を調整し利用者同士の距離が近すぎないようにしている。</p> <p>施設の共用空間は清掃業者が入り毎日朝、昼の2回清掃している。手摺などの消毒も職員が分担し毎日実施している。利用者の休息スペースやダウンライトを設置し、利用者が気軽にお茶を飲むスペースを確保し、BGMを流して利用者がリラックスできるように配慮している。また、年2回チェックリストに基づき消防設備や利用者の安全点検を実施し利用者の安全・安心の生活環境の確保に努めている。</p>		
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練		
【A10】	A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>自立訓練(生活訓練)の利用者は、昨年度末現在で9名である。特別支援学校卒業生等で、将来的に一般就労を目指す若年障害者に対し、就労に向けた準備や自立した生活を目指すための経験や技術を習得することを目的にしている。職員は、利用者が主体的に生活訓練を行うように支援している。個別支援計画に、本人がやりたいことを明記しその実現に向けた支援内容を記述している。3か月ごとにモニタリングを実施し、本人が個別支援計画の成果についてどのように評価しているかを明記している。</p> <p>利用者の生活力を高める支援プログラムを提供している。企業受注作業の作業能力向上プログラム、職業体験やビジネスマナー講座等の企業準備基礎プログラムを提供している。また、コミュニケーショントレーニング、金銭管理等の自立促進プログラム、介護職員初任者研修等の資格取得促進プログラム、よさこいやパークゴルフ等の体力増進プログラム、交通安全、スマートフォン安全利用、グループホームを学ぶ等のライフサポートプログラムなど多様な支援プログラムを実施している。</p>		

A-2-(5) 健康管理・医療的な支援		
【A11】	A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>年1回、定期的に総合健康診断を実施している。また、年6回、精神科医師による希望者に対する健康相談を実施している。生活介護利用者は重症心身障害者や医療的ケアの対象者が多いこともあり、嘱託医が毎月往診し、健康上の相談に応じている。検温、血圧測定を毎日実施し、体重は月1回体重測定週間を設定し、また、看護師が利用者の健康チェックを実施し、食事、排泄など日常生活支援の中で利用者の健康状態の把握に努めている。医療的ケアの対象者の体調の変化に対応した個々の利用者の緊急時対応マニュアルを作成している。てんかん発作や骨折、嘔吐、外傷など、また、心肺停止時の気道確保や人工呼吸等に関するマニュアルを作成し緊急時の対応に備えている。</p>		
【A12】	A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>現在当事業所では、経管栄養や吸引、酸素吸入、人口呼吸器等医療的ケアの対象者は11名である。令和2年度医療的ケアの延べ実施回数は1300回に及んでいる。5名の看護師を配置し、また、3名の支援員が認定特定行為業務従事者としての研修を受講し医療的ケアの支援に努めている。個々の利用者の「医療的ケア手順書」を作成し、また、不測の事態に備え「緊急時対応マニュアル」を作成し事故防止に努めている。</p> <p>「相模原市社会福祉事業団医療的ケア実施要綱」を作成し、医療的ケアの内容と範囲、看護師や支援員の業務を規程している。令和3年度事業計画に、「確実な医療的ケアの確立を目指す」ことを明記している。医療的ケアの情報共有を図り、医療的ケア実施施設の医療体制に関する情報収集を進め、医療的ケアの機能強化に努めている。また、医療的ケアを安全かつ適正に実施するために、常務理事を委員長とし管理職、担当職員、看護師、嘱託医を委員とする医療的ケア委員会を開催し、医療的ケアを必要とする新規利用者の利用の可否を審議している。安全確保のために毎月往診の医療的ケア総括医と密接な情報交換を行っている。</p>		
【A13】	A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の社会参加を促すための各種プログラムを実施している。自立訓練事業では、利用者の希望を尊重し職業体験や就労の心構えなどのビジネスマナー講座、検定試験受講のための研修などを実施している。また、年に10回程度は地域の各種イベントに招待され、得意のよさこいソーランを披露し地域住民との交流を深めている。</p> <p>就労支援事業では、就労準備プログラムの職場見学や職業体験、及び利用者の希望に応じた企業実習等を実施している。</p> <p>就労継続支援B型事業は、受注看板づくりや点字印刷業務、感染予防版やフェイスシールドなど自主製品の充実・販路拡大を目指し、利用者の意向を尊重した社会参加を推進している。また、利用者懇談会で社会体験のテーマでみんなで話し合い、中華街や鎌倉など利用者が行きたい所や食べたいものなどをきめて社会参加を楽しんでいる。</p>		

A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援		
【A14】	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<コメント> 自立訓練事業はライフサポート講座の一環として自立生活向上プログラムでグループホームについて学んでいる。就労継続支援B型事業では、自立促進プログラム将来について考える講座の「グループホームとは」を開設し利用者の地域移行を推進している。自立促進プログラムは、利用者自身が近い将来親亡き後の自立について考えることを目的に、一人暮らしやホームでの生活を想定し、実際にグループホームで生活している人から話を聞き、具体的な生活のイメージを深めるためのものである。昨年度は3名の利用者が自宅からグループホームに移行し、本人の自主性を尊重し地域での生活を開始している。		
A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援		
【A15】	A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント> 重症心身障害者が通所している生活介護事業は、連絡帳を活用し、また、送迎時の申し送りの時間を活用し家族とのコミュニケーションを図っている。毎年実施している家族アンケートでは、「楽しそうに帰ってきて、機嫌の良い事が多い」「松が丘園に行かないと言ったことはありません」「朝送り出すときに申し送りの時間をとってくれます」「面接等で希望を丁寧に聞き取りして下さっている」など多数の家族からの意見が寄せられており、施設が家族等とのコミュニケーションを大切にした支援を行っている状況がうかがえる。また、自立訓練や就労支援、就労継続支援B型についても連絡帳を有効に活用し、利用者によってはメールを用いて家族等とのコミュニケーションを図っている。 また、広報誌「松が丘通信」を年に6回発行し、家族等に施設における利用者の生活の状況や各種イベント等施設の取組を家族等に紹介している。毎年実施の家族との顔合わせ会では、本人・家族等を交えてその年の活動の状況等を記録したDVDを用いて利用者・家族等との連携に向けた情報共有に努めている。		

A-3 発達支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 発達支援		
【A16】	A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	
<コメント> 評価外		

A-4 就労支援

		第三者評価結果
A-4-(1) 就労支援		
【A17】	A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>就労移行支援事業は、今年度事業計画に「新しい生活様式に沿った就労準備及び就労後の生活に備えたプログラムの充実」「職業評価及びTTAP(自閉症スペクトラム移行アセスメントプロフィール)を就労支援に必要な利用者の強みに活かし、より実践的な活用から就労支援を強化する」の2項目を重点目標に掲げている。また、就労継続支援B型事業は、今年度事業計画に「働きたい中途障害者(他事業所では介助面等の理由で通所が難しい身体障害者)の積極的な受け入れを行う」「利用者がなりたい自分をイメージできるような自立促進プログラムを充実し、様々な作業(新型コロナウイルス関連商品等)を提供することで、働く意欲の向上を図る」を重点目標に掲げている。その実現に向けで両事業ともに、作業能力向上プログラム、就労準備プログラム、一般就労移行支援プログラム、自立促進プログラム等を実施している。</p> <p>また、施設では利用者の希望の進路に合わせた作業提供に努めている。「就労支援のための訓練生用チェックリスト」を用いて、日常生活、対人関係、作業力、作業への態度の領域ごとにチェック項目を設定している。チェック結果を分析し個々の利用者支援課題を明確にし、各種プログラムの実施につなげて本人に合った就労の実現に努めている。</p>		
【A18】	A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者が生きがいをもって日中作業等に取り組めるように配慮している。個別支援計画策定に際し本人の希望ややりたいことを確認し個別支援計画に反映している。就労移行支援事業の作業能力向上プログラムでは、喫茶店「麦の穂」の運営やパンやクッキーの製造・販売、CDやDVDの仕分け作業や箱折等の企業受注作業を実施している。就労継続支援B型事業では、作業能力向上プログラムとしてコロナ感染予防板やフェースシールドなどの自主製品、点字印刷、看板制作等企業からの受注作業を実施している。企業受注班では、一般の会社から請け負った仕事を納期までに班員全員で仕上げることの大切さを資料を用いて説明し利用者に周知している。また、予定の作業が全部できたのか、そうでなかったのかの自己評価を利用者自身が行ない職員に報告するようにし、利用者のモチベーションの向上につなげている。コロナ禍の中で喫茶店の利用客が減少するなど利用者への影響があり、昨年度の就労移行支援事業の全利用者の年間平均工賃は1.4万円程度と前年の2万円から減少し、コロナ禍の障害者への影響は大きいものがある。</p>		
【A19】	A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>多くの企業と連携し、就労移行支援の企業実習や就労定着支援の継続的取組に力を入れている。就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に対し、相談や企業訪問を通じて企業や家庭等と連携し、働くことに伴う課題を確認し就労定着に必要な支援を行っている。就労の職場定着を支援するために企業への巡回訪問を実施している。昨年度は、49の企業を訪問し来所や電話連絡による企業との対応件数は、年間1079件に達している。また、就労定着支援を契約している利用者ごとに「就労定着支援アセスメント票」を用いて、通勤には慣れたか、仕事の内容は自分に合っているかなど個々の利用者の就業状況を確認している。</p>		